

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和6年12月20日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 1番  | 鈴木  | 勝利  |
| 2番  | 伊藤  | 知子  |
| 3番  | 藤田  | 尚美  |
| 4番  | 磯山  | 和男  |
| 5番  | 池辺  | 己実夫 |
| 6番  | 甲斐  | 徳之助 |
| 7番  | 塚原  | 正彦  |
| 8番  | 柳井  | 哲也  |
| 9番  | 遠藤  | 憲子  |
| 10番 | 大森  | 和夫  |
| 11番 | 加藤  | 政之  |
| 13番 | 山本  | 伸子  |
| 14番 | 小松崎 | 伸   |
| 15番 | 水梨  | 伸晃  |
| 16番 | 伊藤  | 裕一  |
| 17番 | 杉森  | 弘之  |
| 18番 | 須藤  | 京子  |
| 19番 | 黒木  | のぶ子 |
| 20番 | 高嶋  | 基樹  |
| 21番 | 諸橋  | 太一郎 |
| 22番 | 石原  | 幸雄  |

1. 欠席議員 1名

|     |    |   |
|-----|----|---|
| 12番 | 出澤 | 大 |
|-----|----|---|

## 1. 出席説明員

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 市 長                  | 沼 田 和 利 |
| 副 市 長                | 鷹 羽 伸 一 |
| 教 育 長                | 川 村 始 子 |
| 監 査 委 員              | 早 川 広 行 |
| 市長公室長                | 飯 野 喜 行 |
| 経営企画部長               | 糸 賀 修   |
| 総 務 部 長              | 野 口 克 己 |
| 市 民 部 長              | 吉 田 茂 男 |
| 保健福祉部長               | 渡 辺 恭 子 |
| 環境経済部長               | 二野屏 公 司 |
| 建 設 部 長              | 長谷川 啓 一 |
| 教 育 部 長              | 小 川 茂 生 |
| 会計管理者                | 関 達 彦   |
| 農業委員会事務局長            | 榎 本 友 好 |
| 市長公室次長兼<br>秘 書 課 長   | 稲 葉 健 一 |
| 経営企画部次長兼<br>政策企画課長   | 淀 川 欽 市 |
| 総務部次長兼<br>人 事 課 長    | 石 野 尚 生 |
| 総務部次長兼<br>契約検査課長     | 門 倉 史 明 |
| 市民部次長兼<br>市民活動課長     | 斎 藤 正 浩 |
| 保健福祉部次長兼<br>医療年金課長   | 宮 本 史 朗 |
| 保健福祉部次長兼<br>社会福祉課長   | 石 塚 悟   |
| 環境経済部次長              | 藤 木 光 二 |
| 環境経済部次長兼<br>廃棄物対策課長  | 岩 瀬 義 幸 |
| 建 設 部 次 長            | 野 島 正 弘 |
| 教育委員会次長兼<br>教育総務課長   | 吉 田 充 生 |
| 教育委員会次長兼<br>スポーツ推進課長 | 高 橋 頼 輝 |
| 全 参 事                |         |

1. 議会事務局出席者

|          |         |
|----------|---------|
| 庶務議事課長   | 飯 田 晴 男 |
| 庶務議事課副参事 | 滝 本 仁   |
| 庶務議事課主査  | 椎 名 紗央里 |

## 令和6年第4回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

令和6年12月20日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2. 議案第65号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 3. 議案第66号 牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について
- 日程第 4. 議案第67号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第68号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第69号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第70号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第71号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 9. 議案第72号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10. 議案第73号 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11. 議案第74号 令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12. 議案第75号 令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13. 議案第76号 指定管理者の指定について
- 日程第14. 議案第77号 指定管理者の指定について
- 日程第15. 議案第78号 指定管理者の指定について
- 日程第16. 議案第79号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第80号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18. 議案第81号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19. 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第20. 議員提出議案第3号 牛久市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21. 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第22. 保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第23. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

12番出澤 大議員から欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

議員提出議案第3号の1件が提出されましたので報告いたします。

次に、教育文化常任委員長から、閉会中の継続調査の報告がございましたので、これをサイドボックスに登載いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第64号ないし日程第19、議案第82号の19件を一括議題といたします。

○

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて

議案第65号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第66号 牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について

議案第67号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第70号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第72号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第73号 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第76号 指定管理者の指定について

議案第77号 指定管理者の指定について

議案第78号 指定管理者の指定について

議案第79号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 損害賠償の額を定めることについて

議案第82号 工事請負契約の締結について

○諸橋太一郎 議長 本件に関しましては、各常任委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務企画常任委員長。

令和6年12月20日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名  | 議決の結果 |
|--------|--|-------|
| 議案第64号 | 専決処分の承認を求めることについて  | 原案可決  |
| 議案第65号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について   | 原案可決  |
| 議案第67号 | 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決  |
| 議案第69号 | 牛久市税条例の一部を改正する条例について   | 原案可決  |
| 議案第79号 | 牛久市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について                                    | 原案可決  |
| 議案第80号 | 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について   | 原案可決  |

〔総務企画常任委員長杉森弘之議員登壇〕

○杉森弘之 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長として、令和6年12月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る12月13日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第64号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、去る10月27日に執行された第50回衆議院議員選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の経費の計上を専決処分としたので、その承認を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、備品購入費について質疑がなされ、市執行部からは読み取り分類機の増設ユニット2台と計数機2台を国から財政的措置がある国政選挙で購入することで市の負担

を軽減できるためとの答弁がありました。

議案第65号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本件は、刑法等の改正により市条例中の「懲役」及び「禁固」を「拘束刑」（「拘禁刑」に訂正あり）に改めるため、該当する条例を一括して改正するものであります。

議案第67号は、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について、本人申請によりマイナンバーカードの記録をスマートフォンに記録して利用することが可能とする改正により生じた引用条項の条ずれに対応するために改正するものであります。

議案第69号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、令和8年度より固定資産税の全期前納報奨金制度を廃止するため、所要の改正をするものであります。

審査に当たり委員からは、前納報奨金を廃止に至った経緯、市と市民への影響について質疑がなされ、市執行部からは、廃止の経緯は納税意識の向上、現在の徴収率が99%を超えていて当初の目的はおおむね達成したという判断を基に廃止の提案に至りました。市への影響といたしましては、1期目の納期後については、12億円ぐらいの市の歳計現金残高が減るのではないかと考えております。年度末について、歳計現金残高が大分少なくなってくるので基金からの繰替え運用により対応いたします。市への財政的な影響としましては、報奨金の支払い額が2,400万円から2,500万円ぐらい減少します。市民への影響としましては、報奨金が廃止になったことに伴って、口座振替で全期前納をしている方には、期別払いに変更するかの申請を出していただくよう考えているとの答弁がありました。

議案第79号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国への人事院勧告に準じて、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が行われるに当たり、特別職の期末手当について令和6年度からの支給月数を年0.05月引き上げるため、所要の改正をするものであります。

審査に当たり委員からは、改正に伴って必要な金額の総額について質疑がなされ、市執行部からは、改定により影響を受ける金額は約13万円となっております。ただ、牛久市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第5条に、議会の議員の期末手当の額並びにその支給条件支給方法及び支給期日につきましては、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の適用を受ける市長等の例によると規定がございますので、特別職の条例が改定された場合には、併せて市議会議員の方々の期末手当も同様に変更になるとの答弁がありました。

議案第80号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国への人事院勧告に準じて、令和6年4月に遡って、給料月額を平均2.76%引き

上げるとともに、期末勤勉手当について、令和6年度からの支給月数を年0.1月引き上げるため、所要の改正をするものであります。

審査に当たり委員からは、改正の対象職員の人数と、必要な金額の総額について質疑がなされ、市執行部からは、職員428人、うち再任用職員が40名で、総額は約9,000万円との答弁がありました。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第64号、議案第65号、議案第67号、議案第69号、議案第79号及び議案第80号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、公共交通についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

失礼いたしました。議案第65号のところでも誤りまして、「拘束刑」と申しあげましたけれども「拘禁刑」の誤りです。訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○諸橋太一郎 議長 以上で総務企画常任委員長の報告は終わりました。

次に、伊藤教育文化常任委員長。

令和6年12月20日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 伊藤 裕 一

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名            | 議決の結果 |
|--------|---------------|-------|
| 議案第82号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決  |

〔教育文化常任委員長伊藤裕一議員登壇〕

○伊藤裕一 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和6年12月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月13日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 82 号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、おくの義務教育学校施設一体型建設工事につきまして体育館及び外構等の工事を行うもので、令和 6 年 12 月 11 日に執行された一般競争入札により落札した相手方と工事請負契約を締結しようとするものであります。

審査に当たり委員からは、工期日程が後ろ倒しになっているが、工事の総額と補助金の変更はないのか質疑がなされ、市執行部からは、工事の総額は、今回の工事を含めて令和 6 年度までに計上している事業予算 37 億 989 万 5,000 円である。補助金については、金額の変更はなく、国から示されている金額は 8 億 8,415 万 7,000 円であるとの答弁がありました。

また、今後予定されている卒業式や入学式などどのように行うのか質疑がなされ、市執行部からは、南校舎の体育館へ場所の変更をするなど、学校の意見や希望を聞き検討を進めているので、決定次第、保護者へお知らせするとの答弁がありました。

また、委員からは、体育館が避難所になった場合を想定した断熱工事や冷暖房の設置はあるのか質疑がなされ、市執行部からは、今回行う改修工事は、水銀灯から LED 照明への交換や老朽化した床の塗装など環境改善を行う工事のため、断熱工事などは工事内容に含まれていないとの答弁がありました。

以上、1 件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第 82 号は、賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で教育文化常任委員長の報告は終わりました。

次に、遠藤保健福祉常任委員長。

令和 6 年 12 月 20 日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 遠藤 憲子

#### 保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号    | 件名                             | 議決の結果 |
|----------|--------------------------------|-------|
| 議案第 70 号 | 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決  |
| 議案第 76 号 | 指定管理者の指定について                   | 原案可決  |
| 議案第 81 号 | 損害賠償の額を定めることについて               | 原案可決  |

〔保健福祉常任委員長遠藤憲子議員登壇〕

○遠藤憲子 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和6年12月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る12月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第70号は、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、未就学児に係る医療福祉費の支給について、令和7年4月1日から医療等を受けた場合の自己負担額を全額助成するため改正するものであります。また、児童手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、未就学児の自己負担の無償化に要する予算について、また、初回の申請手続の内容について質疑がなされ、市執行部からは、未就学児の自己負担の無償化に要する予算については、試算によると令和7年度の診療分として見込まれる費用は約2,900万円であり、予算として盛り込むのはその半分の約1,500万円と見込んでいる。初回の申請手続については、本条例案の可決後に、御案内や御説明と併せて市から振り込みすべき銀行口座の登録を依頼する文書を対象者へ送付する予定で、その口座の登録が初回の手続ということになる。振込口座を把握できれば、県内医療機関を受診した場合には、市に届いたレセプトを基に半ば自動的に振込が可能となる。初回の手続が必要になるというのは、そのような意味であるとの答弁がありました。

議案第76号は、指定管理者の指定についてであります。

本件は、牛久市こども発達支援センターのぞみ園の指定管理者として、社会福祉法人牛久市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を要するものです。

審査に当たり委員からは、指定管理者の公募に当たり、これまで牛久市社会福祉協議会以外の団体からの応募があったのかとの質疑がなされ、市執行部からは、指定管理者の指定の要件の中に、市内において児童発達に関する実績を持っている社会福祉法人という縛りがあることから、今回の正式な応募は牛久市社会福祉協議会のみということになる。のぞみ園が指定管理となる以前の初期の段階で牛久市社会福祉協議会への業務委託を行っていた経緯もあり、以来牛久市社会福祉協議会のみが指定管理者となっている。現時点で市内において児童発達支援を担う事業所が、のぞみ園を含めて13か所存在し、令和に入ってから10か所増えていることを踏まえ、今回の公募では社会福祉法人という縛りを変更することを検討する必要があると認識しているとの答弁がありました。

さらに委員からは、のぞみ園の運営に関して民業を圧迫しているのではないかとの声も聞かれ

るが、事業所間のバランスについて質疑がなされ、市執行部からは、市内13事業所が全て横並びの関係になっているが、今後はこのぞみ園が市の中核となる事業所となり、市内の事業所相互の資質向上により全体の底上げを図る中で、次の展開が見えてくるのではないかとの答弁がありました。

議案第81号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、令和6年9月6日午後2時50分頃、つつじが丘保育園の職員用駐車場において、保健福祉部保育課職員が除草作業中に刈払機で複数の小石を飛散させ、その小石が隣接する道路で信号待ちのため停車していた車両の左側面に接触し、同車両を損傷し、損害を与えたことについて、当事者と示談し、損害賠償の額を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、どのような立場の職員が除草作業を行っていたのか、また、安全教育は行われていたのか質疑がなされ、市執行部からは、除草作業を行っていたのは作業員枠として採用している会計年度任用職員2人であり、いずれも刈払機取扱作業者の講習を受講済みの職員である。基本的に刈払機を使用する際は防護ネットを用いて2人で作業を行うところ、事故発生時は、作業開始予定時刻の5分ほど前に1人で先に作業を始めたことにより、1人だけで作業する時間が生じてしまったとの報告を受けているとの答弁がありました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、いずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、ケアラー・ヤングケアラーの支援について及び児童発達支援センターについてを調査事項として、引き続き本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で保健福祉常任委員長の報告は終わりました。

次に、池辺環境建設常任委員長。

令和6年12月20日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 |
|-------|----|-------|
|-------|----|-------|

|          |   |      |
|----------|---|------|
| 議案第 66 号 | 牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について                   | 原案可決 |
| 議案第 68 号 | 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第 77 号 | 指定管理者の指定について                                  | 原案可決 |
| 議案第 78 号 | 指定管理者の指定について                                  | 原案可決 |

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る 1 2 月 1 6 日委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 6 6 号は、令和 5 年 6 月に特措法が改正、1 2 月に施行され、新たに「管理不全空家等」が定義され、特措法の対象範囲となったことから、市条例と特措法の整合性を図る必要があり「牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例」の全部を改正するものであります。

次に、議案第 6 8 号は、牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部改正に伴い、牛久市空家等対策協議会委員設置要綱を廃止し、要綱に定められていた委員に対する謝金に関する事項を本条例に定めるものであります。

次に、議案第 7 7 号は、市が設置及び管理している賃貸駐車場 1 5 か所の指定管理者として牛久都市開発株式会社を指定するものであります。

次に、議案第 7 8 号は、市が設置及び管理している賃貸自転車駐車場 3 か所の指定管理者として牛久都市開発株式会社を指定するものであります。

以上、4 件であります。

付託されました案件について審査の結果、いずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で環境建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、柳井予算常任委員長。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会

委員長 柳 井 哲 也

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                             | 議決の結果 |
|--------|--------------------------------|-------|
| 議案第71号 | 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第4号）          | 原案可決  |
| 議案第72号 | 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  | 原案可決  |
| 議案第73号 | 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）    | 原案可決  |
| 議案第74号 | 令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） | 原案可決  |
| 議案第75号 | 令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）       | 原案可決  |

〔予算常任委員長柳井哲也議員登壇〕

○柳井哲也 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和6年12月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第71号、令和6年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、議案第72号、令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第73号、令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第74号、令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第75号、令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上5件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため去る12月17日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管について、委員からは、台湾の桃園市への訪問について、今後、桃園市と協定の締結や交流の予定はあるのか質疑がなされ、市執行部からは、観光や文化的な交流を行っていく予定である。将来的には友好都市のような関係になることも視野に入れているが、まずは、桃園市政府や観光関係者に牛久市のことを知ってもらうことを主眼とした交流を行っていききたいとの答弁がありました。

また、委員から、減債基金を財源として繰上償還を予定している事業やその内容について質疑がなされ、市執行部からは、当該事業は平成21年度に借入れを行ったひたち野うしく小学校の建設事業で、償還後の市債の残高は246億7,226万6,000円になる見込みである。利子額の圧縮のため、借入れ利率が高く、残高の大きいものを選定した。これにより支払う利子額について約2,000万円の減額になるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、委員からは、学校給食賄材料費の増額補正は米の予算のみと

のことであるが、野菜価格の高騰などにより、今後、ほかの食材についても増額補正する予定はあるのかと質疑がなされ、市執行部からは、米は大幅な価格上昇により補正が必要となったが、ほかの食材については、毎月予算の残高を確認しながら必要なカロリーが摂取できるように献立を決定しており、当初予算の範囲内で賄える予定であるとの答弁がありました。また、米の価格はどのぐらい値上げされたのかと質疑がなされ、市執行部からは、無洗米は約1.6倍、炊飯されたものが納入される飯缶方式は約1.3倍になっているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管のうち議案第71号について、委員からは、グループホームの家賃補助の給付金額について質疑がなされ、市執行部からは、1か月につき1万円を上限として、自己負担額が1万円を超える場合は1万円を、家賃が1万円未満の場合はその家賃の金額となる。令和5年度の実績は延べ2,055件であり、今年度9月末までの実績は延べ1,144件であるとの答弁がありました。

また、議案第73号について、委員からは、介護認定審査会の開催頻度について、また、不服申請への対応について質疑がなされ、市執行部からは、介護認定審査会の開催頻度については火曜日と金曜日の週2回開催しており、1回当たりの審査件数は最大で約35件となっている。審査結果としての介護度に不服ある場合には、区分変更申請を提出していただき、再度認定調査を行い、主治医の意見書を添えて介護認定審査会に諮ることになるとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管のうち議案第71号について、委員からは、農業振興費の経営所得安定対策等推進事業費補助金の最低賃金について、また、土木費の道路照明灯の電気料金について質疑がなされ、市執行部からは、10月改定前の最低賃金は時給953円で、11月以降は1,005円となっている。また、道路照明等の電気料金については、今年度当初の4月に一括で前払いしているが、昨年度に比べて今年度は340万円値上がりしているため、今回増額補正するものであるとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第71号は賛成多数により、議案第72号ないし議案第75号については全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で予算常任委員長の報告は終わりました。

これにて、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 それでは、反対討論を行います。

議案第71号、令和6年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、議案第82号、工事請負契約

の締結に対する討論です。

議案第71号の全てに反対するものではありません。しかし、歳出の中の議会費で、台湾、桃園市への議長、副議長への支出と牛久シャトーへの債務負担行為に反対をします。桃園市長からの招待状を拝見しましたが、牛久市長宛てになっています。議長氏名のない招待状に市議会を代表して市長と同行する必要があるのか疑問とするところでもあります。また、全員協議会でも述べましたが、議長は議会を代表し議会運営に対して責任を有しております。議長は事故等のときはその役を副議長が担います。その2人が市長と同行して桃園市に行かれるということは、滞在中や牛久市内で発生するかもしれない災害や不測の事態に対して危機管理上も対応について希薄ではないかと指摘をいたします。常に最悪のことを想定しながらの対応が求められます。さらに、執行機関と一緒に行動を共にすることで、市民からは、議会としてのチェック機能を果たしているか問われております。よって、同行することに反対です。

さらに、債務負担行為で、牛久シャトーに対する内容では来年度の当初予算に計上が予定されているものと考えます。植栽管理約2,200万円、検討組織の立ち上げで800万円です。両事業とも金額の根拠が明らかではありません。今年度も牛久シャトーに対して約2,000万円の植栽管理予算が計上されました。道路上などをきれいにとという市民からの声で実施をしたとの答弁がありました。植栽管理は形を変えた補助金ではないかという声もあり、市民は税金の使い方に疑問を持っています。牛久シャトー株式会社を立ち上げたときから第三セクターではないかと懸念をしていたことが次々に発生し、市の財政負担を生じさせております。これ以上の負担はすべきではありません。

また、議案第82号は工事請負契約の締結について、令和6年、7年度おくの義務教育学校施設一体型建設工事ですが、当初予算にも反対したことから、関連する議案なので反対をいたします。

よって、議案第71号、第82号に反対をいたします。

議員各位に御賛同をお願いいたし、反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 議案第79号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

同条例は、国の人事院勧告に準じ、特別職職員の期末手当支給額を引き上げるものでありますが、人事院勧告は国家公務員の給与に関する勧告であって、必ずしも議員など特別職職員の期末手当を連動させる必要はなく、昨今の物価高騰等の情勢に鑑み、期末手当を引き上げる環境下ないと判断すること。政府は先月、国民感情に配慮し、首相や閣僚について人事院勧告にかかわらず、給与を据え置くことを決めたことから、本条例に反対を表明し討論とさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第64号ないし日程第19、議案第82号の19件について、順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

---

午前10時41分開議

○諸橋太一郎 議長 再開いたします。

初めに、議案第64号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、牛久市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、令和6年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議員提出議案第3号を議題といたします。



議員提出議案第3号 牛久市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○諸橋太一郎 議長 議員提出議案第3号、牛久市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案者に提案理由の説明を求めます。3番藤田尚美議員。

[3番藤田尚美議員登壇]

○3番 藤田尚美 議員 朗読をもって提案理由とさせていただきます。

令和6年6月7日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について、条項ずれが生じたため、引用条項を改めるものであります。

また、令和5年11月10日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、令和7年6月1日から施行されることとなった刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の改正規定に対応するためのものであります。

その他の改正部分につきましては、所要の整備に伴うものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより議員提出議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で、議員提出議案第3号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号については、常任委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号の1件について、採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行ひます。

議員各位に申し上げます。サイドブックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

それでは、議員提出議案第3号、牛久市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、総務企画常任委員長から会議規則第111条の規定により、サイドボックス登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第22、保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、保健福祉常任委員長から会議規則第111条の規定により、サイドボックス登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第23、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査について

○諸橋太一郎 議長 本件は、サイドボックス登載のとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

本案は各委員長の申出のとおり、閉会中の事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長の申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和6年第4回牛久市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時01分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諸 橋 太一郎

署名議員 石 原 幸 雄

署名議員 鈴 木 勝 利